

韓国特許庁の審査体制

SUNYOUNG INT'L PATENT & LAW
FIRM (善英特許法律事務所)

許容録
(会長 弁理士)



SUNYOUNG INT'L PATENT & LAW FIRM (善英特許法律事務所) は、1999年の設立以来、約40人の弁理士を含む100人の職員が、電機電子、コンピュータ、ソフトウェア、材料、機械、バイオ、化学といった技術分野から商標や意匠に至るまで、専門分野別に布陣して知的財産権に関する業務を扱っている。許容録(ホヨンロク)氏は、薬学および法学分野の修士学位を取得しており、韓国大手電機メーカーのライセンスチームに約20年勤務の後、1999年にSUNYOUNG INT'L PATENT & LAW FIRMを設立し、現在、会長として全体を総括している。

1. 韓国特許庁の概要

韓国特許庁は産業通商資源部に所属し、特許・実用新案・デザイン(意匠に該当)・商標に関する事務とこれらに対する審査および審判に関する事務を担当する。韓国特許庁の長官は大統領から任命され、任期は2年であり、連任することもある。

2. 韓国特許庁の組織

韓国特許庁は、審査を担当する部門として、特許および実用新案の審査を担当する3つの審査局と、デザインおよび商標の審査を担当する1つの審査局を有している。特許および実用新案を担当する3つの審査局の間での人員の異動はあるが、デザインおよび商標を担当する審査局との間の異動は稀である。審査以外を担当する部門としては、企画調整官、産業財産政策局、情報顧客支援局、および特許審査企画局(新技術の一部を担当)がある。

韓国特許庁の職員は約1,600人である。審査局には約1,100人が配属され、審判院には約150人(うち審判官95人)が配属されている。

審査に関わる局および課は以下の通りである。

- ・ 商標デザイン審査局：
 - 商標審査政策課
 - デザイン審査政策課
 - 商標審査1課
 - 商標審査2課
 - 商標審査3課
 - 複合商標審査チーム
 - 国際商標出願審査チーム
 - デザイン審査課
 - 複合デザイン審査チーム
- ・ 特許審査企画局：
 - 特許審査企画課
 - 特許審査制度課
 - エネルギー審査課
 - 自動車融合審査課
 - 情報技術融合審査課
 - 計測分析審査チーム
 - 医療技術審査チーム
 - 国際特許出願審査1チーム
 - 国際特許出願審査2チーム
- ・ 特許審査1局：
 - 生活家電審査課
 - 事務機器審査課
 - 住居生活審査課
 - 国土環境審査課
 - 住居基盤審査課
 - 電力技術審査課
 - 精密化学審査課
 - 農林水産食品審査課

- 電子部品審査チーム
- ・ 特許審査2局
 - 加工システム審査課
 - 精密部品審査課
 - 半導体審査課
 - 自動車審査課
 - 高分子繊維審査課
 - コンピュータシステム審査課
 - 薬品化学審査課
 - 通信ネットワーク審査チーム
 - 資源再生審査チーム、
- ・ 特許審査3局
 - 応用素材審査課
 - ロボット自動化審査課
 - 次世代輸送審査課
 - バイオ審査課
 - 移動通信審査課
 - 金属審査チーム
 - ディ스플레이機器審査チーム
 - マルチメディア放送審査チーム

3. 韓国特許庁に関する統計

2016年には特許と実用新案との合計で約215,000件の出願、デザインは約66,000件の出願、商標は約180,000件の出願が提出された。

韓国特許庁の統計に関する詳しい情報（英語版）は、韓国特許庁のウェブサイト（下記URL参照）に公開されている。

4. 特許の審査について

審査官の階級は、専任審査官（経歴4年以上）と、責任審査官（経歴7年以上）と、首席審査官（経歴10年以上）とに分かれており、階級ごとにそれぞれ意思決定権限が決まっている。たとえば、拒絶理由通知書は責任審査官のみの判断で発行することが認められている。先行技術の調査は、審査官が自ら調査する場合があるものの、外部の機関に委託することが大半であり、調査結果に不足があると判断した場合のみ、審査官自身がより詳しい先行技術調査を行うことが一般的である。

審査官が担当する案件は国際特許分類（IPC）により割り当てられる。審査局の課にはそれぞれ、最も細かい組織単位であるパートが設けられており、パートの中で審査官ごとにIPCが決まっている。

5. PCT出願について

韓国特許庁はPCT出願の受理官庁、国際調査機関、および国際予備審査機関としても機能している。韓国特許庁を受理官庁として出願可能な出願人の条件としては、（1）韓国の国籍を持つ国民、（2）韓国に住所または営業所を持つ外国人、または（3）前記（1）もしくは（2）に該当しない者であって（1）もしくは（2）に該当する者を代表者もしくは共同出願人としてPCT出願する者である。韓国特許庁を受理官庁として韓国語または英語で出願する場合、韓国、オーストリアまたはオーストラリアを国際調査機関または国際予備審査機関として選択可能であるが、韓国語出願でオーストリアまたはオーストラリアを国際調査機関または国際予備審査機関として選択した場合には英語の翻訳文の提出が必要となる。韓国特許庁を受理官庁として日本語で出願する場合、日本特許庁を国際調査機関または国際予備審査機関として選択できる。

6. 特許審査ハイウェイ（PPH）について

韓国特許庁は、PPHが申請された出願を、通常の優先審査に準拠して早期に審査する（特許—実用新案優先審査の申請に関する告示の第4条第4項）。

2018年現在、五大特許庁（IP5：欧州特許庁、日本国特許庁、韓国特許庁、中国国家知識財産権局および米国特許商標庁）とのPPH（IP5 PPH）のほか、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、ドイツ、スペイン、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、台湾、フィリピン、コロンビア、エストニア、ポーランド、およびニュージーランドの特許庁とのPPHが施行されている。

以上

■ 参考情報

- ・ 韓国特許庁のウェブサイトの統計情報（英語版）

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60114&catmenu=ek07_01_01_15

（編集協力：日本技術貿易株式会社）